

# CSR活動（社会貢献活動）

## に取り組む**企業**を表彰します

**自薦・他薦を問わず、募集します！**

浜松市では、豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くため、市民、市民活動団体、事業者及び市が協力し、及び連携して公益の増進を図っていくことを目指しています。

今年度もCSR活動（企業の社会貢献活動）に積極的に取り組む企業から、活動状況を報告していただき、優れた取り組みをしている企業を表彰します。

皆様のご応募をお待ちしております。

### CSR活動とは？

企業は、元来より経済活動を行うことで、社会のニーズに応え、また雇用を生んできました。

さらに現在では、企業自らが社会の一員として、自社の利益のみを追求せず、社会の持続的な発展に貢献しようと活動しています。

CSR（Corporate Social Responsibility）とは、「企業の社会的責任」と訳され、住民等を含めたあらゆる利害関係者のニーズに適切に対応することを指します。社会的課題の解決を目指し、企業が取り組むことは、まさにCSR活動といえます。

浜松市では、これらのCSRに関する活動を広めていきたいと考えています。

### 募集部門

次の2つの部門があります。選考会にて、申込みのあった活動がどちらの部門に該当するか選考します。

#### 【①ソーシャル活動部門】

広域的又は総合的な社会的課題の解決に資する活動に積極的に取り組んでいる企業等

#### 例えばこんな取り組み

- ・業務の発注先として、福祉施設を優先的に利用し、障がい者の就労支援に貢献している。
- ・小中学生の職場体験や講座の依頼を積極的に受け入れ、児童の健全育成を推進している。
- ・廃棄食材の削減努力をし、またフードバンクを活用するなどゴミ削減に努めている。
- ・NPOと協力し、福祉や環境等をテーマにした取り組みを行っている。

## 【② ローカル活動部門】

地域的な社会的課題の解決に資する活動に積極的に取り組んでいる企業等

### 例えばこんな取り組み

- 会社のオフィスの空きスペースを地域住民に無料開放し、住民の集いの場となっている。
- 災害発生時の地域の方々の避難スペースを確保したり、非常食を常備したりしている。
- 従業員が、居住地域で自治会の役員を引き受けている割合が非常に高い。
- 会社の所在する地域で開催される清掃活動に、長年に渡り、従業員総出で参加している。
- 従業員が長年に渡り、地域のスポーツチームの指導者を務めている。

## 応募に関する事項

【応募資格】 次の①～⑤の条件を全て満たす企業又は事業所です。

- ① 浜松市内に所在する企業又は事業所（本社が浜松市内になくても可）
- ② 営利を目的とした者（企業組合を含む）又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に定める協同組合等であること
- ③ 市税の滞納がないこと
- ④ 市民税・県民税の特別徴収義務者指定を受けていること（浜松市内に住む給与所得者を雇用している場合）
- ⑤ 過去に同種の取り組みで本表彰を受賞していない企業又は事業所であること

※事業所（支店や営業所等）単位での応募が可能です。事業所が異なれば、同じ企業でも複数の事業所から申し込むことができます。

※過去に本表彰を受賞した企業又は事業所であっても、受賞したCSR活動とは違う活動であれば応募することが可能です。

【応募方法】 企業自ら応募するか、その他の団体からの推薦により募集します。  
必要書類を、郵送又は直接、市民協働・地域政策課へ提出してください。  
なお、書類の返却はいたしません。

【必要書類】 次の書類を提出してください。

※申込書等は、浜松市ホームページ（[浜松市CSRで検索](#)）でダウンロードできます。

（1）企業等が自ら申し込む場合

- ① 申込書
- ② 履歴事項全部証明書又はそれに類似する企業の登記事項を証明するもの（法人格のある者）
- ③ 代表者の身分（身元）証明書及び登記されていないことの証明書（法人格を有しない者）  
※②、③はいずれかを提出。写し可。申請時前6ヶ月以内に発行されたものであること。
- ④ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（浜松市内に住む給与所得者を雇用している場合）
- ⑤ 会社案内、パンフレット等の事業内容がわかる書類
- ⑥ その他、CSR活動の様子がわかる資料や写真等をご提供ください。

（2）他の団体が推薦する場合

- ① 推薦書
- ② 推薦を受けた企業等の推薦承諾書
- ③ （1）に定める②～⑥の書類

【募集期間】 平成30年8月6日（月）から 10月12日（金）まで ※必着  
（直接、市民協働・地域政策課へ持参される場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く日の  
午前8時30分から午後5時15分まで受付）

## 受賞者の選考について

【選考方法】 浜松市市民協働推進委員会委員による選考を経て受賞企業又は事業所を決定します。

※ 選考対象となりました企業又は事業所の皆様には、選考にあたり必要な調査にご協力いただきます。例えば、追加の資料の提出をお願いしたり、ヒアリングを実施したりする場合がございます。

【選考基準】 下記の基準で選考を行います。

| 選考事項         | 要件  | 選考方法  |
|--------------|---|---|
| 1 活動のきっかけと目的 | <ul style="list-style-type: none"><li>• 活動のきっかけは何か</li><li>• 社会にどのように貢献する目的や意識で活動しているか</li><li>• 受益者は誰か</li></ul>   | 左記の選考事項につき、2については20点満点、その他については10点満点とし、合計50点満点で評価します。 |
| 2 実施体制       | <ul style="list-style-type: none"><li>• 組織として、活動する社員を支援しているか</li><li>• 参加する社員の意識はどうか</li><li>• 継続性がある若しくは見込めるか又は新規性や先駆性があるか</li><li>• 実施したCSR活動の振り返りをし、次の活動に活かす取り組みをしているか</li><li>• 組織内において、CSRに関する社員教育や普及の取り組みをしているか</li></ul> |   |
| 3 効果         | <ul style="list-style-type: none"><li>• 活動により、社会にどのような効果があったと考えるか（地域社会や将来世代に関する社会的課題の解決等）</li><li>• 活動により、企業自身に効果はあったか（社員教育、新しい市場への挑戦等）</li></ul>   |   |
| 4 他機関との協働の状況 | <ul style="list-style-type: none"><li>• 受益者や活動のパートナーと、コミュニケーションをとりながら活動しているか</li></ul>  |   |

※ 選考の結果、受賞候補者となった企業又は事業所の皆様には、市税完納証明書（1通/350円）を提出していただきます。なお、別に指定する期日までに提出いただけない場合には、失格となります。

【選考結果】 ご応募いただいた企業又は事業所には、書類によりお知らせするとともに、市ホームページにて公表する予定です。

## 受賞の特典について

ご応募いただいた取り組みは、受賞の有無に関わらず、広く市民や他の企業等に知っていただくために、市のホームページで紹介いたします。

選考の結果、受賞者となった企業には、表彰状を贈呈いたします。なお、特に優秀であると評価された企業又は事業者には、市長から表彰状を贈呈いたします。

さらに、市が定める『社会貢献活動に取り組む企業マーク』が使用できます。

### 《社会貢献活動に取り組む企業マークについて》

マークは、名刺や企業を紹介するパンフレット等に積極的に使用していただき、自社の社会貢献活動の取り組みやCSR活動の重要性を広めていただきたいと思います。



『社会貢献活動に取り組む企業マーク』

### 《お問い合わせ・応募先》

浜松市 市民部 市民協働・地域政策課 (市役所本館3階)

住 所：〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL：053-457-2094 FAX：053-457-2750

E-mail：[shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

浜松市ホームページ：[浜松市CSR](#)で検索